『日本奇人伝』	同右	同右	同右	同右	同右	同右
『大日本将軍記』	同右	同右	同右	同右	同右	同右
絵手本版下絵（書名未詳）	同右	同右	同右	同右	同右	同右
『日本名将伝』	同右	同右	同右	同右	同右	同右
鍾馗図	同右	同右	同右	同右	同右	同右
『画本葛飾振』	同右	同右	同右	同右	同右	同右
北斎下絵帖	同右	同右	同右	同右	同右	同右
露草に鶏と雛図	同右	同右	同右	同右	同右	同右
富嶽三十六景　武陽佃島	同右	同右	同右	同右	同右	同右
富嶽三十六景　常州牛堀	同右	同右	同右	同右	同右	同右
富嶽三十六景　甲州石班沢	同右	同右	同右	同右	同右	同右
富嶽三十六景　信州諏訪湖	同右	同右	同右	同右	同右	同右

○厚生労働省国土交通省告示第一号

高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第三条第一項の規定に基づき、高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成二十一年厚生労働省国土交通省告示第一号）の一部を次のように変更し、平成二十九年十月二十五日から適用することとしたので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき公表する。

平成二十九年十月二十五日

厚生労働大臣　加藤　勝信
国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正前	改正後
二　高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項 （略） また、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）、地方住宅供給公社（以下「公社」という。）その他の公的な賃貸住宅の整備を行う者は、高齢者に対する賃貸住宅の供給に当たっては、地域における低所得の高齢者の居住状況に応じて、また地域におけるコミュニティ形成及び世代間の交流に寄与するよう、公営住宅、都市機構住宅（都市機構が整備、管理及び譲渡を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）、公社住宅（公社が整備、管理及び譲渡を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）、高齢者向けの優良な賃貸住宅、特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。）等の適切な整備が図られるよう努め、既存住宅の建替えに当たっても、買上げ、借上げ等の制度を活用し、複数の公的な主体による混合供給を進めること等により、	二　高齢者に対する賃貸住宅及び老人ホームの供給の促進に関する基本的な事項 （略） また、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（以下「都市機構」という。）、地方住宅供給公社（以下「公社」という。）その他の公的な賃貸住宅の整備を行う者は、高齢者に対する賃貸住宅の供給に当たっては、地域における低所得の高齢者の居住状況に応じて、また地域におけるコミュニティ形成及び世代間の交流に寄与するよう、公営住宅、都市機構住宅（都市機構が整備、管理及び譲渡を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）、公社住宅（公社が整備、管理及び譲渡を行う賃貸住宅をいう。以下同じ。）、高齢者向けの優良な賃貸住宅、特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）第六条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。）等の適切な整備が図られるよう努め、既存住宅の建替えに当たっても、買上げ、借上げ等の制度を活用し、複数の公的な主体による混合供給を進めること等により、